

広島県道路公社有料道路料金徴収規程

別表2（第3条関係）

広島熊野道路に適用

	車両の種類	摘 要
普通車	イ 小型自動車 (小型二輪自動車を除く。)	道路運送車両法（昭和26年法律第 185号，以下「法」という。）第3条に規定する小型自動車（カに該当するものを除く。）をいい，専ら人を運搬する構造のものにあっては，乗車定員が10人以下のものをいう。
	ロ 普通乗用自動車	法第3条に規定する普通自動車で，専ら人を運搬する構造のもののうち，乗車定員が10人以下のものをいう。
	ハ 普通貨物自動車 (車両総重量8ト未満かつ最大積載量5ト未満のもので3車軸以下のもの)	法第3条に規定する普通自動車で，専ら貨物を運搬する構造のもの（以下「普通貨物自動車」という。）のうち，車両総重量8ト未満かつ最大積載量5ト未満のもので，車軸数の合計が3以下のもの（ホ又はチに該当するものを除く。）をいう。
	ニ 乗合型自動車 (乗車定員11人以上29人以下のもので車両総重量8ト未満のもの)	法第3条に規定する小型自動車又は普通自動車で，専ら人を運搬する構造のもの（乗車定員10人以下のものを除く。以下「乗合型自動車」という。）のうち，乗車定員が29人以下のもので，車両総重量8ト未満のものをいう。
	ホ けん引自動車が普通車（普通貨物自動車及び乗合型自動車を除く。）又は軽自動車等である連結車両	イ又はロに該当するけん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）とけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）で車軸数が1のものと連結車両及びワ、カ又はヨに該当するけん引自動車と被けん引自動車との連結車両をいう。
大型車	へ 普通貨物自動車 (車両総重量8ト以上又は最大積載量5ト以上のもので3車軸以下のもの及び車両総重量25ト以下のもので4車軸のもの)	普通貨物自動車のうち，車両総重量が8ト以上又は最大積載量5ト以上のもので，車軸数の合計が3以下のもの（チに該当するものを除く。）及び車両の総重量，長さ等が車両制限令（昭和36年政令第 265号）第3条第1項第1号から第5号までに定める限度以下で車軸数の合計が4のもの（ヲに該当するものを除く。）をいう。
	ト 乗合型自動車 (路線を定めて定期に運行するもの等)	乗合型自動車で，乗車定員が30人以上のもの又は車両総重量8ト以上のもので，道路運送法（昭和26年法律第 183号）第4条の規定による免許を受けて，同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が，当該免許に係る路線を定期に運行するもの若しくは同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条の第2号の規定による許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの並びに乗合型自動車で車両総重量8ト以上のもので，乗車定員が29人以下のもので車両の長さ9メートル未満のものをいう。
	チ けん引自動車が普通車又は大型車（2車軸）である連結車両	イ又はロに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数の合計が2以上のものとの連結車両，ハ又はニに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数が1のものとの連結車両及びへ又はトに該当するけん引自動車で車軸数の合計が2のものとの被けん引自動車で車軸数が1のものとの連結車両をいう。

	車両の種類	摘 要
大型車Ⅱ	リ 普通貨物自動車 (4車軸以上のもの)	普通貨物自動車で車軸数の合計が4以上のもの(へ又はフに該当するものを除く。)をいう。
	ヌ 大型特殊自動車	法第3条に規定する大型特殊自動車で、ポールトレーラ以外のものをいう。
	ル 乗合型自動車 (その他)	乗合型自動車で、乗車定員が30人以上のもの、又は、車両総重量8ト以上のもの(トに該当するものを除く。)をいう。
	ヲ 連結車両 (その他)	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両(ホ又はチに該当するものを除く。)をいう。
軽自動車等	ワ 軽自動車	法第3条に規定する軽自動車をいう。
	カ 小型二輪自動車	法第3条に規定する小型自動車のうち、二輪自動車であるものをいう。
	ヨ 小型特殊自動車	法第3条に規定する小型特殊自動車をいう。
軽車両等	タ 自転車	道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
	レ 軽車両	法第2条第4項に規定する軽車両をいう。
	ソ 原動機付自転車	法第2条第3項に規定する原動機付自転車をいう。